

第 26 パッケージ型消火設備

1 設置要件

「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 12 号。以下第 26 において「告示第 12 号」という。）の第 3 の要件の規定による。

ただし、当該要件の規定中の「地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。」については、「地階（地階が無窓階又は受水槽及びポンプ室のみの場合を除く。）、無窓階以外の場所に設けること。ただし、既存の防火対象物（屋内消火栓設備の設置が困難な防火対象物に限る。）を除く。」とする。

(1) I 型

- イ 主要構造部を耐火構造とし、地階を除く階が 6 以下であり、かつ、延面積が 3,000 m²以下のもの
- ロ 主要構造部を耐火構造以外とし、地階を除く階が 3 以下であり、かつ、延面積が 2,000 m²以下のもの

(2) II 型

- イ 主要構造部を耐火構造とし、地階を除く階が 4 以下であり、かつ、延面積が 1,500 m²以下のもの
- ロ 主要構造部を耐火構造以外とし、地階を除く階が 2 以下であり、かつ、延面積が 1,000 m²以下のもの

2 機器

パッケージ型消火設備は、認定品を使用すること。◆

3 設置方法

パッケージ型消火設備の設置方法は、告示第 12 号第 4 によるほか、次によること。

- (1) 出入口や階段の直近等、避難経路を考慮した場所に設置すること。
- (2) 火災時に容易に認識し操作ができ、かつ、水平距離で包含した範囲に間仕切等により放射できない部分が生じないよう、ホースの長さ、延長経路及び放射距離を考慮し設置すること。（別表）
- (3) 寒冷時において、消火薬剤が凍結するおそれがない場所に設置すること。（保温のため、有効な措置を講じた場合を除く。）

別表

パッケージ型 消火設備の種類	水平距離 (m)	防護面積 (m ²)	ホースの長さ (m)	放射距離 (m)
I 型	20	850 以下	25	10 以下
II 型	15	500 以下	20	

4 特例基準

次のいずれかに該当する場所にあっては、政令第 32 条を適用し設置することができる。

- (1) 避難階となっている地階
- (2) 用途が受水槽及びポンプ室のみの地階
- (3) 屋内消火栓設備の設置が困難である既存の防火対象物